

平成 21 年第 2 回定例会 一般質問と答弁内容

民主党・道民連合 北 口 雄 幸

平成 21 年 6 月 22 日質問

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>1. 持続可能な農業政策について</p> <p>1) 食料・農業・農村基本計画の見直しについて</p> <p>国は、近年の食料供給に関する国民の不安の増大、国内農業の脆弱化、農村地域の活力の低下などから、食料・農業・農村基本計画をあらゆる角度から見直すこととし、ことし1月に、新たな計画の策定作業に着手をし、検討を進めているところであり、夏までに中間論点整理を行うこととしております。</p> <p>北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、国の食料自給率を向上させるためにも、北海道の実態に即した計画となるよう強く働きかけ、国に対して要望していくべきと考えますが、まず、国に対する意見反映の基本的な考え方や方針についてお伺いをいたします。</p> <p>2) 米の生産調整のあり方について</p> <p>国は、米政策に関するシミュレーションを行い、一つに、生産調整を強化した場合、二つに、現状を維持した場合、三つに、緩和した場合、この三つのそれぞれの考え方について、米の価格等の試算結果を示し、現在議論となっていると承知しておりますが、米の生産調整のあり方について、知事の見解をお伺いいたします。</p> <p>また、米粉用米や飼料用米といった新規需要米の導入による水田フル活用に対し、具体的な目標を設定し、長期的な計画を樹立すべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。</p> <p>3) 農地法の改正について</p> <p>先般、国会において農地法改正案が可決されました。今回の改正によって、農地制度の目的が、所有から利用に転換され、衆議院においては、民主党の主張を取り入れて、耕作者主義の考え方が盛り込まれたものの、一般企業の農業への参入が容易となり、賃貸借期間も、20年から50年に延長されることとなりました。</p> <p>このことにより、効率がよい優良農地は企業に占有され、</p>	<p>本道農業が、我が国の食料自給率の向上や地域経済の牽引役として、その役割を一層発揮していくためには、意欲ある担い手が将来にわたって希望を持って営農に取り組むことができる、実効ある政策の展開が不可欠であります。</p> <p>このため、道では、担い手の育成確保や農業経営の安定を初め、農産物の付加価値の向上などについて、さまざまな角度から検討を進めているところであり、あわせて、広く地域の御意見をお聞きし、道の審議会や農業・消費者団体等で構成される連絡会議の中で議論を重ね、今後、専門的な農家が多数を占める本道農業の実態に即した施策が実現されるよう、7月を目途に、関係団体とともに政策提言を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>本道の稲作は、国民の主食である米の安定供給に貢献するとともに、地域経済を支える基幹産業となっており、その持続的な発展を図るため、生産調整の見直しに当たっては、国の政策的な枠組みのもと、需要に応じた米の計画的な生産と、生産調整参加農家の所得確保が図られる仕組みとする必要があると考えております。</p> <p>また、新規需要米につきましては、水田のフル活用と米の需要を拡大する上で有効な取り組みであります。生産コストの飛躍的な削減や、新たな商品開発による需要の開拓など、課題も多いことから、これらの解決に向け、道といたしましては、農業団体や研究機関などと連携をし、超多収性品種の開発普及や、直播栽培などによる低コスト生産技術の確立に力を入れてまいりたいと考えております。</p> <p>道としましては、今後とも、担い手を中心に農地の利用集積を図っていくことを基本として、優良農地の確保と利用を進めることが重要であると考えております。</p> <p>このため、一般企業の農業参入に当たりましては、地域における担い手への農地の利用集積や経営規模拡大等の方針との整合性を図るなど、本道農業の実態に即した運用がなされますよう、国に働きかけてまいりたいと考えており</p>

<p>これらの地域には家族農業者がいなくなり、地域が崩壊してしまうのではないかと懸念を私は持っています。</p> <p>そこで伺いますが、今回の農地法の改正によって、地域の農業者への農地の利用集積や、経営規模の拡大などに支障はないのか、お伺いをいたします。</p> <p>4) 有機農業の推進について</p> <p>平成18年2月に策定された有機農業の促進に関する法律に基づき、道は、平成20年3月に、道が進めようとしている有機農業の推進に関する施策の展開方針を示した「北海道有機農業推進計画～有機農業の広がりをめざして～」を策定したところであります。</p> <p>この計画の中では、有機農業に取り組む農家戸数を、平成17年度の331戸から1,300戸を目指す積極的な目標を設定していますが、有機農業を目指す農家の現状や今後の課題についてお伺いをいたします。</p> <p>5) 生産資材高騰対策について</p> <p>昨年、肥料価格が、輸入原材料価格や海上運賃の高騰等により、大幅に上昇するなど、生産資材の急激な価格上昇による農家経営への深刻な影響が懸念されたことから、平成20年度については、国と道、さらには農業団体などで生産資材高騰対策を実施し、何とか対応してきたところでありますが、今後の肥料価格の動向及びこれに対する対策について、知事の考えをお伺いいたします。</p> <p>6) 農家の所得補償確保対策について（再質問）</p> <p>本道農業の担い手不足が深刻であります。なぜこのように深刻な担い手不足に陥るのかは、農業が将来にわたって夢と希望の持てる環境にないからだと思っております。</p> <p>例えば、昨年、肥料を初めとする生産資材が高騰しました。しかし、その対策はというと、単年度だけの対策に終始しております。制度や仕組みを変えないで、単年度だけの対策ゆえに、農家の安定的な所得確保の保証がないのであります。</p> <p>そこで伺いますが、担い手の育成確保に当たって、農業所得が安定的に確保されることが必要と考えていますけれ</p>	<p>ます。</p> <p>有機JASの認定を受けている農家は、本年3月末現在、300戸と伸び悩んでいる現状にあります。</p> <p>こうした背景といたしましては、生産面では、安定生産技術が確立されておらず、生産量が不安定であることや除草作業などに労力がかかること、流通面では、販売価格が割高で、ロットが小さいことなどの課題があると認識しております。</p> <p>このため、道といたしましては、推進計画に基づき、安定生産技術の開発や研修体制の整備、農業者間のネットワークづくりなどを進めますとともに、消費者の理解の促進や販路の拡大に取り組むなど、有機農業を総合的に推進してまいりたいと考えております。</p> <p>本年の価格は、この7月に改定される予定であり、最近における原料価格の低下が反映されるものと見込まれておりますが、長期的には、世界的な穀物増産に伴う肥料需要の増大や原料輸出国の輸出規制など、予断を許さない状況にあるものと認識しております。</p> <p>このため、道といたしましては、農業団体とも連携しながら、未利用資源の活用や土壌診断に基づく適正施肥の実施など、肥料コストの低減に向けた取り組みを進めますとともに、国に対して、引き続き、肥料価格や供給の安定に向けた対策を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>水田・畑作経営所得安定対策につきましては、肥料価格が高騰するなど、厳しい経営状況下において、担い手の生産コストが償われ、所得が確保されるよう、農業団体等とも十分に連携を図りながら、国に対し要望してまいりたいと考えております。</p> <p>また、野菜については、価格安定制度が、酪農については、加工原料乳生産者補給金制度を初め、チーズや生クリームへの奨励対策などが一定のセーフティーネットとして講じられているところであり、こうした制度や対策の拡充などを国に働きかけてまいります。</p>
---	---

<p>ども、近年の生産資材価格の高騰などを踏まえ、現行の経営所得安定対策は抜本的に見直さなければならないと思いますが、見直しに当たっての考え方を伺います。</p> <p>また、経営所得安定対策の対象となっていない野菜や酪農などに対する支援についての考え方も伺います。</p> <p>7) 農業委員会について（再質問）</p> <p>また、今回の農地法の改正では、農地転用の規制も強化をされました。一般企業の参入の是非も、最終的に農業委員会が決定することとなり、農地転用の規制の強化とあわせ、農業委員会の役割と責任はますます重要になっています。</p> <p>しかし、昨年、国の方針を受けて行った耕作放棄地の全筆調査では、残念ながら、道内の農業委員会内でも、その受けとめ方などに温度差があり、調査そのものも年度内に完了できなかった実態があります。</p> <p>私は、農業委員会の体制を強化するためにも、農業委員の報酬の見直しや事務局体制の強化など、多くの課題が山積していると認識しています。</p> <p>道として、農業委員会体制の強化に向けて、どのように支援をし、国などにどのように要請しようとしていくのか、お伺いをいたします。</p>	<p>次に、農業委員会についてであります。このたびの農地制度改革の実効性を確保するためには、農業委員会の役割が一層重要になるものと認識をいたしております。</p> <p>道といたしましては、北海道農業会議と連携して、農業委員会が、今後とも的確な事務実施が行われるよう指導に努めるとともに、活動強化に要する経費について十分な財政措置を講じるよう、国に働きかけてまいります。</p>
<p>2. 地域医療の確保について</p> <p>1) 医師不足の現状と対策について</p> <p>地域医療は、医師不足や看護師不足など、極めて厳しい状況に追い込まれています。</p> <p>このことは、さきの第 1 回定例道議会で、全会派が一致して、地域医療の確保と公的医療機関等の安定経営を求める意見書や、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う激変緩和のための経過措置を要望する意見書を採択し、衆議院議長を初め、関係大臣あてに提出したところであります。</p> <p>また、御承知のとおり、道内の医療供給体制は、市町村立病院を初めとする自治体病院が、1 次医療から高度医療に至るまで、その地域の医療を支える大きな役割を果たしてきているところであります。</p> <p>地域医療の確保は、地域で暮らしていく人を大切に、住みなれた地域で生き生きと健やかに暮らしていくためにも、大変重要なことであり、緊急な課題であります。</p> <p>この地域医療の確保については、道民の安全、安心をテーマとしている知事も同じ考えであると思っております。そのために、地域医療を初め、医師確保対策などを担っている保健福祉部の組織を大幅に改正したものと承知しております。</p>	<p>道においては、昨年 10 月に、道内の 92 の市町村立病院を対象に、必要な医師数を調査いたしたところ、40 病院が、合わせて 121 名の常勤医を緊急に必要としており、医師不足が深刻な状況となっていることを再認識いたしたところであります。</p> <p>道では、これまで、自治医科大学卒業医師の派遣やドクターバンク事業などのほか、昨年度から、都市部の医療機関から緊急的に医師を派遣する仕組みの整備や、医育大学の入学定員の増員、地域枠と連動する奨学金制度の創設など、地域の医師確保に取り組んできているところであります。</p> <p>また、本年度、新たに、旭川医科大学に地域医療支援センターを整備するとともに、奨学金制度の貸付枠を拡充したところであり、道といたしましては、今後とも、こうした取り組みの充実を図りながら、医師確保が困難な市町村立病院に対して、1 人でも多くの医師を確保してまいる考えであります。</p>

しかしながら、地域医療の現状は、公立病院の経営環境や医療供給体制の維持が大変厳しい状況となっており、地域の医療が崩壊寸前のところまで来ているのが実態であります。

その背景には、医師や看護師など医療スタッフの不足と、たび重なる診療報酬のマイナス改定、救急医療等の不採算医療の実践などが挙げられ、小規模な病院が多い北海道特有の事情もあると考えています。

地域医療は崩壊寸前ではありますが、崩壊してしまつては、そこに住むこともできなくなってしまう。地域医療の崩壊を防ぐために、どのように対処しようとしているのか、どのような対応で地域医療を守ろうとしているのかを伺ってまいります。

まず、地域医療の現状についてですが、地域偏在が著しい医師不足に対して、地域の市町村立病院の医師不足はどのような状況なのか、伺います。

また、道では、このような医師や看護師不足の現状に対して、医師確保対策にどのように取り組んでいこうとしているのか、知事の決意も含めてお伺いをいたします。

2) 自治体病院等広域化・連携構想について

道が、昨年 1 月に策定をしました自治体病院等広域化・連携構想は、地域医療の確保に向けて、重要な地域の医療供給体制づくりを目指すものと承知していますが、この構想の推進に当り、地域に検討会議を設けて検討しているようではありますが、私としては、なかなか進んでいませんし、具体的な議論は不十分だと、このように思っています。

さきの第 1 回定例会で、我が会派の稲村議員の、モデル地区を設定して重点的に支援し、それを順次拡大するべきではないかという一般質問に対し、医師確保に対する支援など、具体的な連携体制の構築に向けて重点的に取り組むと答弁をされています。

自治体病院は、総務省が示した公立病院改革ガイドラインに基づき、平成 20 年度に策定された公立病院改革プランでは、私の管内である上川町立病院を初め、五つの病院が診療所にするとの方向性を示し、将来を見据えて取り組んでいるところもありますが、現状はどのような状況なのでしょう。

また、具体的にどのように医師確保対策を進めていこうと考えているのか、知事のお考えをお伺いいたします。

3) 地域医療再生交付金について

国では、深刻な地域の医療対策として、追加補正予算で

現在、各地域に設置されました検討会議におきまして、自体病院等の役割分担と広域的な連携について協議が進められており、これまでに、南渡島など 4 地域におきまして、中核病院を中心とする他の医療機関との連携や救急医療体制の整備に向けた役割分担などについて、一定の方向性が取りまとめられたところでございます。

道といたしましては、今後、こうした取り組みを全道に周知いたしまして、議論の活性化を促進するとともに、国のアドバイザーや医療対策協議会のメンバーを派遣するなどいたしまして、必要な情報の提供や助言を行い、地域医療の確保と自治体病院の経営健全化に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

本道におきましては、医師不足が極めて深刻な状況にあ

3100 億円の地域医療再生臨時特例交付金を計上したところでもあります。

私としては、やっとなという感じで、遅過ぎると思っており、今まで地域医療への対策を十分に講じてこなかったことが、今日的な地域医療の悲惨な現状を生み出しているものと認識しております。

そうはいいながらも、今回の交付金を具体的に地域で活用するためには、道が、地域の意見を聞いて、積極的にかわり、交通整理をすることが重要なポイントになるのではないかと思っており、上手に知恵を出し合わなければ、この交付金も活用できないのではないかと思っています。

そこで伺いますが、この交付金について、地域医療の確保をどのように図ろうとしているのか、道ではどのように活用しようとしているのか、知事のお考えを伺います。

4) 不採算地区病院の適用要件へ対応について

私は、広域化・連携構想が十分に進んでいかない要因の一つに、それぞれの公立病院の経営状況も大きな影響を与えていると考えています。

地域医療の確保と経営健全化を目指すことは、ガイドラインの趣旨でもありますが、道内市町村立病院の約 7 割以上が赤字経営で、大変厳しい状況であります。

地域医療を支えているのは公立病院であると考えていますが、総務省が昨年 12 月に、公立病院に関する財政措置の改正要綱を示し、平成 21 年度以降の地方交付税による措置総額について 700 億円を増額したところでありますが、不採算地区病院に関しては、適用要件を改正し、現在、不採算地区病院の対象から、上川管内の上富良野町立病院を初め、4 病院が対象外となる見込みであります。

そこで、このたびの改正要綱による不採算地区病院に対する交付税措置額の影響は現段階でどの程度と想定しているのか、伺います。

また、適用要件から対象外となる 4 病院について、激変緩和など、国へ要望していると承知をしておりますが、今後どのように対応しようとしているのか、伺います。

5) 公立病院への地方財政措置について

病院事業会計は、市町村財政に大きな影響を及ぼし、市町村の一般会計から多額の繰り入れがあり、それ相当の負担があります。公立病院の経営状況によっては、地域住民に対し、サービスの低下を招いたり、過度の負担を求めることにもつながるのであります。

私は、総務省が示した平成 21 年度以降の地方交付税によ

り、医師確保を初め、周産期医療や救急医療など、多くの課題を抱えているところでございます。

このため、道といたしましては、このたびの交付金を活用いたしまして、地域が直面するさまざまな医療課題に対応してまいりたいと考えておまして、今後、各地域の広域化・連携に関する検討会議などの場で、中核的な医療機関や医師会などの関係団体の御意見を伺いながら、具体的な方策や事業内容について検討を進め、重点的に取り組むべき事業について、北海道医療対策協議会などとも十分に協議を行ってまいりたいと考えております

総務省から示された公立病院に関する財政措置の改正要綱に基づき、現段階で試算しますと、道内市町村の不採算地区病院に対する特別交付税措置予算額は約 41 億円で、昨年度の措置額よりも約 13 億円増加する見込みとなっております。こうした地方財政措置は、地域医療を支える市町村立病院の経営健全化に資するものと考えているところでございます。

一方、不採算地区病院の適用要件が改正され、上富良野町立病院を初め、4 病院が対象外となることを見込まれますことから、道といたしましては、本年 1 月と 4 月に、国に対して、対象外となる病院の経営状況などを説明し、激変緩和措置について要望してきたところでございます。

今後とも、今年度の特別交付税の算定に向けて、本年第 1 回定例道議会において全会派一致により採択された意見書の趣旨も踏まえ、町村会や関係町などとも連携しながら、国に対して、経過措置の創設を強く要望してまいりたいと考えております。

道内の公立病院は、地域において不採算医療を担うなど、基幹的な病院として地域医療に大きな役割を果たしておりますが、大変厳しい経営状況にあるため、道といたしましては、これまでも、交付税措置の拡充などについて、国に対して要望を続けてきているところであります。

私といたしましては、地域の住民の方々が安心して健や

<p>る措置では、道内の公立病院の現状から、まだまだ十分とは言えないと考えております。</p> <p>過疎地での医療や不採算医療を担っている公立病院にとって、経営健全化に重要な役割を果たしているのが地方交付税であります。</p> <p>地域住民のために、公立病院の経営健全化を図り、安定的な経営のもとで良質な医療を継続して提供していくためにも、再編・ネットワーク化の協議とともに、さまざまな財政支援が必要であると考えています。</p> <p>そのために、道としては、今後、国に対して、さらなる財政措置の要望等を行う考えがあるのか、知事の所見をお伺いいたします。</p>	<p>かに暮らすためには、地域医療の確保と公立病院の経営健全化は喫緊の課題であり、地方財政措置は必要不可欠なものとして認識をいたしております。</p> <p>道といたしましては、こうした観点に立って、地域の実情をよくお聞きするとともに、公立病院に対する地方財政措置の充実が図られるよう、市長会、町村会などとも連携をしながら、今後とも、国に対して強く要望してまいる考えであります。</p>
<p>3. 障がい者が暮らしやすい地域づくりについて</p> <p>1) 地域づくりに関する指針について</p> <p>さきの第 1 回定例道議会において、議員提案により、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例が全会一致で成立をいたしました。</p> <p>この条例の目的は、障がいを持った方々の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって、いかなる差別や虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進し、障がいを持った皆さんの視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項、及び、道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における権利を擁護し、生活の支援に向けた環境を整備し、福祉の増進に資することとしております。</p> <p>この条例を実効あるものにするためには、道の責務にも示されている、基本理念に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することにあると思ひ、以下、順次伺ってまいります。</p> <p>まず、地域づくりに関する指針についてであります。この条例において、第 4 章を「障がい者が暮らしやすい地域づくり」と題し、地域づくりに関する基本指針の策定を掲げています。</p> <p>この基本指針の策定に関しての今後の手順を含め、時期等についてお伺いいたします。</p> <p>2) 就労機会の拡大について</p> <p>障がいを持った方が地域で暮らしていくためには、何といても、雇用の場の確保が必要であります。地域や社会全体で就労支援を行い、就労できる環境をつくるために努力することが求められています。</p>	<p>この基本指針は、地域間の格差是正などを図りながら、障がいのある方の暮らしやすい地域づくりを推進することを目的として、地域で暮らす障がい者についての相談支援や就労支援、地域住民などとの連携や協力体制の確保などといった、市町村が実施することが望ましい事項について定めることとしているところであります。</p> <p>道といたしましては、来年 4 月に予定をしております条例の本格施行に向けた準備を進めるため、7 月上旬にも、私を本部長とする推進本部の会議を開催するとともに、障がいのある方も参加した有識者会議を設置するほか、道内各地でタウンミーティングを開催するなど、さまざまな機会を設けながら検討を進めることとしており、この基本指針についても、こうした検討の中で、障がいのある方とはより、市町村、地域の関係者など、広く道民の皆様から御意見を伺いながら、年度内に策定してまいる考えであります。</p> <p>障がいのある方が生きがいを持って地域生活を送るためには、まずは、就労の確保を図ることが大変重要でありますことから、道では、来年 4 月の条例の本格施行に先行して、要綱に基づき、既に本年 4 月から、就労支援企業の認</p>

そこで伺いますが、条例に基づく規則制定の時期や事業者への具体的支援策など、就労支援の考え方について伺います。

3) 鉄道駅等のバリアフリー化について

障がいを持った人々が地域で暮らすには、特に、インフラを初めとする社会的な整備が欠かせません。しかし、実態としては、さまざまな障害やバリアが存在しています。

特に、私の地元の J R 士別駅では、線路を横断するためには跨線橋を渡らなければなりません、その跨線橋にはエレベーターもなく、しかも、夕方の時間帯からは無人になるため、公共交通機関である J R を利用したくても利用できない実態があり、車いすを利用する皆さんからは、その改善を強く求められています。

私は、このようなバリアの解消こそ、今回のような経済対策や補正予算で優先的に対応すべきではないかと思っています。

そこで伺いますが、このように、車いす等で J R を利用できない駅などが道内でどのくらい存在し、その対策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

4) 補助犬の現状と支援について

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の生活や社会活動を営むことは、この条例の趣旨からも、極めて重要なことであります。

身体障がい者の自立及び社会的参加を促進するため、平成 14 年、身体障害者補助犬法が制定され、良質な身体障が

証制度を導入したところであります。

この認証制度は、障がいのある方を多数雇用したり、授産施設等から積極的に製品を調達するなど、幅広い企業の取り組みを評価するものでありますが、認証取得のインセンティブを付与するため、認証取得企業に対し、障がい者就労への貢献要素を評価する、新しい競争入札制度を試行的に実施するとともに、道の随意契約等における配慮や、中小企業総合振興基金の貸付対象とするなどの措置を講じたところであります。

道といたしましては、こうした本年度の成果を踏まえた上で、より効果的な制度となるよう検討を行い、年度内には、条例に基づき認証基準に関する規則を制定するなど、必要な準備を行ってまいりたいと考えております。

道内の J R 駅において、エレベーターやスロープの設置などにより、段差の解消が図られている駅は、465 駅中、35 駅にとどまっているところであり、今後、平成 18 年 12 月に施行されたバリアフリー新法に基づき、地元自治体とも連携をしながら、計画的に段差解消を図ることと承知いたしているところであります。

道といたしましては、障がいのある方や高齢者の方々が公共的な施設や交通機関等を円滑に利用することができる地域社会づくりを目指して、平成 9 年 10 月に北海道福祉のまちづくり条例を制定し、これまで、道立施設のバリアフリー化や、市町村への補助、民間事業者への融資などを行ってきているところであります。

いずれにいたしましても、行政、社会福祉団体や鉄道事業者等を構成員とする、北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会を通じ、J R 北海道に対し、バリアフリー化の推進について要請するとともに、障がいのある方や高齢者の方々を初め、すべての道民が安全で快適に生活できる社会の実現のため、連絡協議会での議論を踏まえ、鉄道などの交通機関を含め、公共的施設のバリアフリー化が一層促進されるよう、国に対し必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

道といたしましては、昨年度末で、盲導犬を 59 頭、重度の身体障がいのある方のための介助犬を 1 頭貸与しておりまして、障がいのある方々の大切なパートナーとして、日常生活や社会活動を支えているところでございます。

このうち、盲導犬につきましては、北海道盲導犬協会が、

い者補助犬の育成と、補助犬を利用する障がい者の施設等の利用を拒否できない旨の規定が明記されました。

しかし、補助犬のうち、盲導犬を除く、介助犬や聴導犬の育成施設や認定施設は道内にはないため、普及がなされていないのが実態であります。

そこで伺いますが、道内の補助犬の活動状況と今後の育成計画について伺います。

また、介助犬や聴導犬を利用したい障がい者が、道内で一緒に訓練できるための施設や認定するための施設に対し、道として、新たに開設するための支援をすべきと考えますが、知事の考えをお伺いします。

5) 介助犬の育成・訓練施設について（再質問）

先ほど御答弁があったとおり、北海道内で介助犬として活躍している補助犬は、私の地元で活躍をしているジルバの1頭だけであります。

高橋知事は、昨年5月21日、その介助犬・ジルバと、所有者である三上晶代さんに会い、激励をされました。

三上さんは、知事との懇談の中で、北海道内で育成訓練施設がないため、やむを得ず、海を渡り、神奈川県にて日常訓練を重ねたが、1度目の認定試験ではパスできず、2度目の試験でようやく介助犬となったこと、北海道で介助犬を所有することの困難さなどをお話しされました。

この間の渡航費用や滞在費、さらには、障がいを持つての移動の大変さなど、精神的、肉体的、金銭的な負担は相当なものであることを、三上さんは、当時を振り返り、高橋知事にお話しをされ、北海道内での訓練施設や認定施設の必要性を強く訴えられました。

その三上さんの訴えに、高橋知事も、三上さんのお話を重く受けとめ、今後、対応していきたいと、温かいお言葉をかけられました。あれから1年が経過をいたしました。三上さんは、知事の優しく、思いやりのある言葉に、大きな期待をされています。

道外では、障がいを持った皆さんの社会参加を支援するため、介助犬の訓練施設が新たにオープンしております。

ことし4月には、愛知県に国内最大級の介助犬訓練センターが、愛知県などの補助を受けて、新たに建設をされました。ぜひとも、このような施設を視察、調査され、先進地の情報を収集して、障がい者の皆さんが自立し、社会参加しやすい環境をつくるためにも、介助犬の普及に対する知事のお考えを再度お伺いし、私の質問といたします。

東北以北唯一の訓練施設として、毎年15頭前後の育成を行っておりまして、昨年度は14頭を育成し、このうち、9頭が道内で活動しているところでございます。

また、介助犬や聴覚障がいのある方のための聴導犬につきましては、全国的にも稼働頭数がごく少ないため、道といたしましては、介助犬などの利用を希望する方がいる場合には、道外の実績のある専門施設に訓練を依頼し、その育成に係る経費を支援するなどしており、今後とも、補助犬を必要とされる方々のニーズにこたえてまいりたいと考えております。

私自身、昨年5月に、道内で唯一、介助犬と暮らしておられる士別市の三上さんのお宅を訪問し、とても愛らしい介助犬のジルバ号の仕事ぶりとともに、在宅で生き生きと生活しておられます三上さんのお姿に触れ、大変に感激をしたところであり、身体に障がいのある方々の自立と社会参加の促進に向け、身体障がい者補助犬の普及は大変重要なものであると、改めて認識をいたしましたところでありま

す。また、三上さんからは、介助犬と息の合った生活を始めるためには、御自宅と介助犬の訓練施設の間お互いに何度も行き来しなければならなかったということであり、その身体的・経済的負担はとても大きいものであったということもお伺いをいたしました。

こうしたことから、私といたしましては、他県の養成施設の状況などについて調査を進め、道内の補助犬などの養成・訓練関係の方々とも意見交換をしながら、本道における補助犬の養成に向けて、検討してまいりたいと考えているところであります。